

市第 127 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条中「災害その他特別の事情により、生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるもの」を「次のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 災害その他これに類する事由により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるもの
- (2) その他特別の事情があると認める者

付則第 2 項中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

付則第 6 項（見出しを含む。）中「平成25年度」の次に「及び平成26年度」を加える。

付則第 7 項を削る。

付則第 8 項中「付則第 8 項」を「付則第 7 項」に、「付則第 9 項」を「付則第 8 項」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 9 項を付則第 8 項とする。

付則第10項中「付則第 8 項」を「付則第 7 項」に、「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第11項中「付則第9項」を「付則第8項」に、「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第12項中「付則第9項」を「付則第8項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項中「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第14項を付則第13項とする。

付則第15項（見出しを含む。）中「平成25年度」の次に「及び平成26年度」を加え、同項を付則第14項とする。

付則第16項を削る。

付則第17項中「付則第17項」を「付則第15項」に、「付則第18項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第18項を付則第16項とする。

付則第19項中「付則第17項」を「付則第15項」に、「付則第22項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第20項中「付則第18項」を「付則第16項」に、「付則第22項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第21項中「付則第18項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第22項中「付則第22項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第23項中「付則第10項」を「付則第9項」に、「付則第19項」を「付則第17項」に、「付則第11項」を「付則第10項」に、「付則第20項」を「付則第18項」に改め、同項を付則第21項とする。

付則第24項中「付則第10項」を「付則第9項」に、「付則第19項

」を「付則第17項」に、「付則第11項」を「付則第10項」に、「付則第20項」を「付則第18項」に改め、同項第2号中「付則第26項」を「付則第24項」に改め、同項を付則第22項とする。

付則第25項中「付則第23項」を「付則第21項」に改め、同項を付則第23項とする。

付則第26項中「付則第13項」を「付則第12項」に、「付則第22項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則第27項中「付則第24項」を「付則第22項」に、「付則第25項」を「付則第23項」に改め、同項を付則第25項とする。

付則第28項中「付則第26項」を「付則第24項」に改め、同項を付則第26項とする。

付則第29項を付則第27項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正により、所得の少ない者の数に応じて国等が市町村を財政的に支援するための制度及び医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業が平成26年度まで継続することとされたことに伴い、関係規定の整備を図る等のため、横

市第 127 号

浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（保険料の減免）

第 22 条 市長は、次のいずれかに該当する者  
災害その他特別の事情により、生活が著しく困難  
となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を  
減免することができる。

(1) 災害その他これに類する事由により生活が著しく困難となっ  
た者のうち必要があると認められるもの

(2) その他特別の事情があると認める者

付 則

（第 1 項省略）

（介護納付金賦課総額の特例）

2 平成 22 年度から 平成 26 年度  
平成 25 年度までの各年度における第 16 条の 7 の  
規定の適用については、同条中「相当する額」とあるのは、「相  
当する額及び法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の  
数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算  
定した額のうち介護納付金の納付に要する費用に係るものの総額  
」とする。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

（平成 25 年度 及び平成 26 年度における基礎賦課総額の特例）

6 平成 25 年度 及び平成 26 年度における第 13 条の規定の適用につい  
ては、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附  
則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者  
等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎

賦課額（）」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第6項の規定により読み替えられた前2号」とする。

---

（平成26年度における基礎賦課総額の特例）

---

7 平成26年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、同条第2号中「における」とあ

るのは「における高齢者医療確保法第 36 条第 1 項の前期高齢者納付金の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第 3 号中「前 2 号」とあるのは「付則第 7 項の規定により読み替えられた前 2 号」とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額の特例)

$\frac{7}{8}$  平成 25 年度及び平成 26 年度における第 14 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第 7 項」の規定により読み替えられた前項又は「付則第 8 項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第 7 項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第 8 項の基礎賦課額との合算額とする。付則第 7 項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「付則第 7 項」の規定により読み替えられた第 1 項又は「付則第 8 項」とする。

$\frac{8}{9}$  (本文省略)

(平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例)

$\frac{9}{10}$  平成 25 年度及び平成 26 年度における第 15 条の規定の適用については、同条中「前条第 1 項」とあるのは「付則第 7 項」の規定により読み替えられた前条第 1 項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「次条第 1 項第 1 号」とあるのは「付則第 12 項」の規定により読み替えられた次条第 1 項第 1 号」とする。

$\frac{10}{11}$  平成25年度及び平成26年度における付則第8項  
付則第9項の所得割額は、  
退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第12項  
付則第13項  
の規定により読み替えられた第16条第1項第1号に規定する所得  
割の保険料率を乗じて算定する。

(平成25年度及び平成26年度における基礎賦課額に係る被保険者  
均等割額の算定の特例)

$\frac{11}{12}$  平成25年度及び平成26年度における付則第8項  
付則第9項の被保険者均等  
割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号の  
規定により算定した額と同額とする。

(平成25年度及び平成26年度における基礎賦課額の保険料率の特  
例)

$\frac{12}{13}$  平成25年度及び平成26年度における第16条の規定の適用につい  
ては、同条第1項第1号中「保険料」とあるのは「一般被保険者  
に係る保険料」と、「第29条の7第2項第4号ただし書」とある  
のは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条  
の7第2項第4号ただし書」と、同項第2号中「保険料」とある  
のは「一般被保険者に係る保険料」と、「被保険者の」とあるの  
は「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付  
付  
則第12項  
則第13項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「  
第1項」とあるのは「付則第12項  
付則第13項の規定により読み替えられた第  
1項」とする。

(平成22年度から平成24年度までの各年度における後期高齢者支  
援金等賦課総額の特例)

$\frac{13}{14}$  (本文省略)

(平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課総



額の特例)

$\frac{14}{15}$  平成 25 年度 及び平成 26 年度 における第 16 条の 2 の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の後期高齢者支援金の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「相当する額」とあるのは「相当する額及び法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

---

(平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

$\frac{16}{16}$  平成 26 年度における第 16 条の 2 の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に  
係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「における」とあるのは  
「における高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の後期高齢者支援金  
の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属  
割合を乗じて得た額の見込額を控除した」とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課額の特例)

$\frac{15}{17}$  平成 25 年度及び平成 26 年度における第 16 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第 2 項中「前項

」及び「同項」とあるのは「付則第15項  
付則第17項の規定により読み替えられた前項又は付則第16項  
付則第18項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第15項  
付則第17項の規定により読み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第16項  
付則第18項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第15項  
付則第17項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第15項  
付則第17項の規定により読み替えられた第1項又は付則第16項  
付則第18項」とする。

16  
18 （本文省略）

（平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例）

17  
19 平成25年度及び平成26年度における第16条の4の規定の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第15項  
付則第17項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第16条の6第1項第1号」とあるのは「付則第20項  
付則第22項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号」とする。

18  
20 平成25年度及び平成26年度における付則第16項  
付則第18項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第20項  
付則第22項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例）

19  
21 平成25年度及び平成26年度における付則第16項  
付則第18項の被保険者均等

割額は、次項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(平成25年度及び平成26年度における後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

20  
22 平成25年度及び平成26年度における第16条の6の規定の適用については、同条第1項第1号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第29条の7第3項第4号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第4号ただし書」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第20項」の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第20項」の規定により読み替えられた第1項」とする。

(平成25年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

21  
23 平成25年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における付則第9項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第17項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第10項及び付則第18項の規定の適用については、第17条の2の規定にかかわらず、付則第9項の規定により読み替えて適用される第15条中「規定する

総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

（平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

22  
24 平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第9項  
付則第10項の規定により読み替えて適用される第15条、付則第17項  
付則第19項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第10項  
付則第11項及び付則第18項  
付則第20項（以下この項及び次項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

（第1号省略）

(2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切

り捨てた額)をいう。以下この項及び付則第24項  
付則第26項において同じ。  
。)の100分の180の金額を超えるもの 賦課期日の属する年  
の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所  
得金額等から課税標準額の100分の180の金額を控除した額の  
100分の70に相当する金額

23  
25 平成25年度の保険料の算定に当たり、当該世帯に属する被保険  
者が特例対象被保険者等であって、その合計所得金額に所得税法  
第28条第1項に規定する給与所得(以下この項において「給与所  
得」という。)が含まれているもののうち次の各号に該当するも  
のの保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を  
算定する場合には、これらの規定(付則第21項  
付則第23項の規定により読み  
替えて適用される場合に限る。)に規定する基礎控除後の総所得  
金額等(以下この項において「特例対象被保険者等に係る基礎控  
除後の総所得金額等」という。)については、当該各号に掲げる  
金額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から  
控除した額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額  
等とみなす。

(第1号及び第2号省略)

24  
26 平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険  
者の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等  
を算定する場合には、付則第12項  
付則第13項の規定により読み替えて適用さ  
れる第16条第1項第1号、付則第20項  
付則第22項の規定により読み替えて適  
用される第16条の6第1項第1号及び第17条第1項第1号(以下  
この項において「これらの規定」という。)に規定する基礎控除  
後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの

規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(平成 26 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

25 付則第 22 項 及び 付則第 23 項 の規定は、平成 26 年度における保険  
27 付則第 24 項 付則第 25 項  
料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、付則第 22 項 及び 付則第 23 項 中 付則第 24 項 付則第 25 項 「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 40」と読み替えるものとする。

26 付則第 24 項 の規定は、平成 26 年度における所得割額の保険料率  
28 付則第 26 項  
の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、同項中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 40」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

27 (本文省略)  
29